



平成18年5月25日

各 位

東映アニメーション株式会社
代表取締役社長 高橋 浩
(JASDAQコード番号:4816)
問い合わせ先 常務取締役 西 廣太郎
電話番号 03-3978-3111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、平成18年6月27日開催予定の第68期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、次のとおり変更するものであります。

- ① 単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります(変更案第10条)。
- ② 株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の数を定めるものであります(変更案第18条)。
- ③ 株主総会参考書類等をインターネットで開示できるよう規定を新設するものであります(変更案第20条)。
- ④ 取締役会の招集権者及び議長の規定を新設するものであります(変更案第26条)。
- ⑤ 取締役会の機動的な運営、意思決定ができるよう、書面または電磁的記録による決議を可能とする規定を新設するものであります(変更案第28条第2項)。
- ⑥ 会計監査人に関する規定を新設するものであります(変更案第41条及び第42条)。
- ⑦ 定款に定めがあるとみなされる事項について規定するものであります(変更案第4条、第7条及び第12条第1項)。
- ⑧ その他、規定の整備、表現・条数の変更、引用条文・字句の修正を行うものであります。

(2) 電子公告制度を導入するものであります(変更案第5条)。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 27 日(火)(予定)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日(火)(予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 本会社の公告は<u>日本経済新聞に掲載して</u> <u>行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社が発行する株式の総数は 56,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第</u> <u>2号の規定により、取締役会の決議をもつ</u> <u>て自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株 とする。</p> <p>② 本会社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない 株式(以下「単元未満株式」という。)に 係わる株券を発行しない。但し、株式取扱 規程に定めるところについてはこの限り ではない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。但</u> <u>し、事故その他やむを得ない事由によって</u> <u>電子公告による公告をすることができな</u> <u>い場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載</u> <u>する方法とする。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は 56,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規</u> <u>定により、取締役会の決議によって自己の</u> <u>株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>② 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、</u> <u>単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「単 元未満株式」という。)に係る株券を発行 しない。但し、株式取扱規程に定めるとこ ろについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 本会社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 本会社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>③ 本会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の</u>手続、<u>単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 本会社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数</u>となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定める</u>。</p> <p>③ 本会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き</u>その他の<u>株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人に委託し</u>、本会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 本会社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 11 条 <u>本会社は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(招集及び招集者)</p> <p>第12条 本会社の定時株主総会は<u>毎営業年度終了後3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合臨時にこれを招集する。</u></p> <p>② <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 本会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主に限る。但し、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し<u>議長と出席した取締役がこれに記名捺印し、または電子署名するものとする</u>。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主<u>1名</u>に限る。但し、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出することを要する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果<u>ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第17条 本会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任については、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は退任した取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>③ 増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき</u>時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 20 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 本会社の取締役は、<u>20名以内とする</u>。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 取締役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>③ 増員のため選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 取締役会招集の通知は会日の5日前に各取締役及び各監査役に対して発することを要する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 本会社には取締役会の決議により取締役社長1名を置き、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。但し、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は取締役会の決議をもって定める。但し、取締役社長は代表取締役でなければならない。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第23条 <u>本会社には取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 <u>取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締役会規程による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(定員)</p> <p>第25条 <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第28条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 <u>本会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第26条 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役はその<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会招集の通知は会日の5日前に各監査役に対して発することを要する。但し、<u>緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時</u>までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、<u>会日の5日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項は別に監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第31条 本会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第32条 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 本社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当をすることができる。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 本社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても</u><u>なお</u>受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。</p>

なお、現行定款第5条の本会社が発行する株式の総数は、平成18年5月15日開催の取締役会における「株式の分割」の決議にともない、同日開催の取締役会において、平成18年8月1日をもって、28,000,000株から56,000,000株に変更することを決議いたしております。

以 上